



週間情報



No.2335

発行日 平成23年9月20日

発行所 全国消防長会

(財)全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

両会の動き

◆ 要望活動を実施

全国消防長会

標記の件について、平成23年9月16日（金）、総務省において、北村会長及び高橋東北支部長（仙台市消防局長）が川端総務大臣等に対して「東日本大震災に伴う財政措置について」の要望を、また、北村会長及び長谷川総務委員会委員長（京都市消防局長）が久保消防庁長官に対して「消防長及び消防署長の任命資格について」の要望を実施しました。

要望内容については、以下のとおりです。

【東日本大震災に伴う財政措置について】

本年3月11日に発生した東日本大震災は、死者約1万6千人、行方不明者は未だ約5千人に及ぶなど、まさしく未曾有の大災害となり、特に被災地を管轄する消防本部はかつて経験したことのない規模の災害に、全消防力をもって対応したところであります。

また、こうした人的被害のみならず、災害対応の拠点施設である消防庁舎や、車両をはじめとする各種資機材も、津波により壊滅的な被害を受けたところであります。

このような中、平成23年度国の補正予算（第1号）による消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金により、復旧のための財政措置が講じられているところでありますが、この度の津波で全半壊した消防防災施設・設備の復旧には、市町村の復興計画策定が前提となり、その整備には数年を要することが想定され、現行の財政措置のみでは、被災施設・設備の復旧が果たせない状況となっております。

一方、被災地の復興には、住民生活の基本となる安全・安心の確保が不可欠であり、消防防災施設・設備の復旧には最優先に取り組む必要がありますが、被災自治体の対応には限界があることから、国によるより一層の財政支援が強く求められる状況となっております。

つきましては、被災地の復旧・復興状況を適切に把握いただき、今後の消防関係予算要求時におきましては、次の事項について万全の措置を講じられますよう要望いたします。

- 1 消防防災施設・設備等の復旧は、市町村の復興計画策定が前提であり、策定後も建設にあたっては、用地取得や各種調整など膨大な時間を要することから、消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金の継続など、消防防災施設・設備の復旧に係る長期的な財政措置を講じられたい。
- 2 消防防災施設・設備の復旧に係る長期的な財政措置と併せ、平成23年度国の補正予算（第1号）等に係る地方債の充当率及び地方交付税措置などについて、被災地の財政状況を考慮した取扱いを次年度以降も継続されたい。
- 3 被災庁舎移転に伴う用地取得費などについて、国による新たな財政支援を講じられたい。

【消防長及び消防署長の任命資格について】

消防組織制度の充実強化につきましては、平素から深いご理解と格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、消防長及び消防署長については、消防組織法第15条第2項により、政令で定める資格を有する者でなければならないと規定されています。これに関し、地方分権改革推進委員会第2次勧告において、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築するとの観点から、当該条項は一定の見直しが必要とされました。さらに、先般の地域主権戦略会議においては

第3次見直しの対象となり、当該条項は、廃止又は努力義務化等の見直し、あるいは条例委任とする方針が決定されました。

この地域主権改革の流れは時代の要請を受けたものであり、地域主権戦略会議の方針については、一定の理解ができるものであります。

一方で、消防長等の任命資格を定める政令の要件については、消防を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、平成21年8月に一部改正がなされたものの、その必要性から国において引き続き規定されてきました。加えて、未曾有の大災害となった先の東日本大震災において大きな役割を果たした消防組織の重要性からも、災害現場における指揮権の行使など、その組織の長たる消防長及び消防署長が担う職責の重大性が、本会のみならず、国においても再認識されたものと推察いたします。

つきましては、地域主権改革の趣旨を踏まえつつ、消防長等の重大な責務に鑑み、消防長等の任命資格について、下記のとおり要望申し上げます。

記

消防長及び消防署長の任命資格については、地域主権改革も踏まえて努力義務規定とするなど、国の見解としてこれまで同様に国の法令において位置付けること。



【久保消防庁長官に対して要望を行う様子】

写真（左）、左から高橋東北支部長、北村会長、久保消防庁長官、長谷川総務委員会委員長

◆ 平成23年度消防長研修会の開催予定

全国消防長会

標記の件について、次のとおりお知らせします。

支部名	開催日	開催時間	会場	
北海道	11月21日 (月)	13:00 ～ 16:00	会場名	ロイトン札幌
			住所	北海道札幌市中央区北1条西11丁目
東北	11月24日 (木)	14:00 ～ 17:00	会場名	ホテル福島グリーンパレス
			住所	福島県福島市太田町13番53号
関東	9月30日 (金)	13:30 ～ 17:00	会場名	新横浜グレイスホテル
			住所	神奈川県横浜市港北区 新横浜三丁目6番15号
東近畿 近畿	11月1日 (火)	13:30 ～ 17:15	会場名	ホテルグランヴィア京都
			住所	京都府京都市下京区烏丸通塩小路下る 東塩小路町901番地 京都駅ビル内
中国	11月2日 (水)	13:00 ～ 16:30	会場名	萩グランドホテル天空
			住所	山口県萩市古萩町25番地
四国	11月25日 (金)	12:00 ～ 16:00	会場名	ホテルJALシティ松山
			住所	愛媛県松山市大手町一丁目10番10号
九州	11月17日 (木) 11月18日 (金)	(17日) 13:00 ～ 16:45 (18日) 9:00 ～ 12:15	会場名	沖縄ハーバービューホテルクラウンプラザ
			住所	沖縄県那覇市泉崎二丁目46番地

※ 東海支部については、8月26日(金)に終了しました。

消防本部の動き

◆ 県境を越えたラピッドカー（ドクターカー）の運用を開始

稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部（茨城）

稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部では、千葉県印西市の日本医科大学千葉北総病院とラピッドカー運用に関する協定を締結し、平成23年9月9日（金）から運用を開始しました。

このラピッドカーは、緊急自動車として登録されたドクターカーに医師が同乗し、消防機関の要請により出動、途上で救急車と合流することにより迅速な救命治療を開始するための車両で、同病院が運航しているドクターヘリの運航時間外の一部を補完する目的で運用されています。

これにより、当消防本部管内におけるドクターヘリ運航時間外の救急医療体制の充実が図られました。

◎ ラピッドカー運用日時

毎週月・水・金・土

ドクターヘリ運航終了時間（日没）から21時まで



【日本医科大学千葉北総病院
ラピッドカー（ドクターカー）】

◆ ドクターカーとの連携で救命率を向上

湖南広域消防局（滋賀）

湖南広域消防局では、平成23年9月9日（金）の「救急の日」に、三次救命救急センターである済生会滋賀県病院とドクターカーの運用に係る協定を締結し、滋賀県内で初めてとなるドクターカーの運用が実現しました。

ドクターカーは、当消防局からの要請を受けて出動するもので、早期に医療行為に着手でき、当消防局管内の救命率の向上や、傷病者の後遺症の軽減が図れるものと期待しています。

運用は9月12日（月）から開始され、同月14日（水）現在（運用3日）で3件に出動しています。



【協定書に調印した杉本病院長（右）
と岩佐消防局長（左）】

国等の動き

◆ 平成23年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について

消防庁

「平成23年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について」（平成23年9月14日付け消防予第350号）が予防課長名にて、各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

標記について、「平成23年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について」（平成23年8月30日付け国住安第24号）により、国土交通省住宅局長から別添（省略）のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

各都道府県におかれましては、貴管内の市町村又は消防本部に対してもこの旨周知されますようお願いいたします。

※ 全文は、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/concern/law/notice23.html>）に掲載されています。

【連絡先】 予防課

担 当：大嶋、村瀬、吉川

電 話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

E-mail：t.yoshikawa@soumu.go.jp**◆ 平成23年8月の熱中症による救急搬送の状況****消防庁**

標記について、平成23年9月14日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。
消防庁では、平成23年8月の熱中症による全国の救急搬送の状況（確定値）を取りまとめたので、その概要を公表します。

【資料】

平成23年8月の熱中症による救急搬送状況（省略）

※ 全文は、消防庁ホームページ(http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou23nen.html)に掲載されています。**【連絡先】 救急企画室**

担 当：長谷川、伊藤、渡邊（俊）

電 話：03-5253-7529

FAX：03-5253-7539

◆ ライブハウス等における防火安全対策について（情報提供）**消防庁**

「ライブハウス等における防火安全対策について（情報提供）」（平成23年9月15日付け事務連絡）が予防課及び危険物保安室名にて、各都道府県消防防災主管課及び東京消防庁・指定都市消防本部あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

先般、東京都内のライブハウスにおいて、不特定多数の者を殺害する目的で店内にガソリンをまいて放火しようとした事案が発生したことを受け、別紙（省略）のとおり「ライブハウス内無差別殺人未遂事件の発生に伴う安全対策の強化について」（平成23年9月6日付け警察庁丁生企発第471号、丁保発第167号）が警察庁生活安全局生活安全企画課長及び保安課長から警視庁生活安全部長及び各道府県警察（方面）本部長あてに、また、「ライブハウス等の施設管理者に対する指導等について」（平成23年9月12日付け事務連絡）が警察庁生活安全局生活安全企画課理事官及び保安課理事官から警視庁生活安全部生活安全総務課長及び保安課長並びに各道府県警察本部生活安全部長あて通知されているところです。

上記通知において、危険物の取扱い等に関し消防法令を遵守すること及びライブハウス等の施設に対する立ち入りについて、消防機関と連携を図り指導することとされているところであり、消防機関においても適宜警察機関からの相談等に応じて対応いただくようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

※ 全文は、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/concern/law/notice23.html>)に掲載されています。**【連絡先】**

予防課

担 当：村瀬係長、鍋島事務官

電 話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

危険物保安室

担 当：竹本係長

電 話：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

◆ 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果及び省令の公布

消防庁

標記について、平成23年9月15日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

消防庁では、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）について、平成23年7月22日から同年8月21日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また意見募集の結果を踏まえ、本日、当該省令を公布しました。

1 改正内容

近年の危険物施設における地下貯蔵タンク等からの危険物流出事故の実態に鑑み、平成22年に危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令55号）を改正し、既設の地下貯蔵タンク等の設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚から腐食のおそれが（特に）高いものを対象に、内面ライニング、電気防食等の措置を講じることとしたところです。（平成23年2月1日施行。経過措置期間は2年（平成25年1月31日まで）。）

一方、東日本大震災により被災地の危険物施設も大きな被害を受けていることから、このような危険物施設について、地下貯蔵タンク等に係る安全を確保することを条件に、経過措置期間を3年（平成28年1月31日まで）延長する内容の省令改正を行うものです。

2 意見募集の結果

省令案について、平成23年7月22日から同年8月21日までの間、意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙（省略）のとおりです。

3 省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討した結果、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成23年総務省令第129号）を本日付で公布しました。（公布日施行）

※ 全文は、消防庁ホームページ(http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou23nen.html)に掲載されています。

【連絡先】危険物保安室

担 当：大上課長補佐、米田

電 話：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

E-mail：k3.yoneda@soumu.go.jp

◆ 「泡消火設備の基準に関する検討報告書」の公表

消防庁

標記について、平成23年9月15日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

消防庁では、「泡消火設備の基準に関する検討会」を開催し、バイオ燃料を含む危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設に設置する泡消火設備について、必要な性能を確認し、技術基準の素案を策定するための検討を行ってきました。この度、報告書がとりまとめられましたので、公表します。

【別添資料】

「泡消火設備の基準に関する検討報告書」の概要（省略）

※ 全文は、消防庁ホームページ(http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou23nen.html)に掲載されています。

【連絡先】危険物保安室

担 当：中本、竹本

電 話：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

◆ 平成23年（1月～3月）における火災の概要（概数）

消防庁

標記について、平成23年9月16日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。
総火災件数は15,503件で、おおよそ1日あたり172件、8分に1件の火災が発生したことになります。

なお、東北地方太平洋沖地震による被災3県（宮城県、岩手県、福島県）のデータは除いています。

① 総出火件数は15,503件でした。

総出火件数は15,503件で、火災種別で見ますと建物火災が7,871件、車両火災が1,238件、林野火災が831件、船舶火災が17件、その他火災が5,545件でした。

② 667人の方が火災により亡くなっています。

667人の方が火災により死亡し、2,328人の方が火災により負傷しています。

③ 住宅火災による総死者の66%以上は65歳以上の高齢者が占めています。

住宅火災による総死者（放火自殺者等を除く。）数は444人で、このうち65歳以上の高齢者は294人、66.2%を占めています。

④ 出火原因の第1位は「放火」、第2位は「たばこ」です。

総出火件数の15,503件を出火原因別にみると、「放火」1,545件（10.0%）、「たばこ」1,500件（9.7%）、「たき火」1,310件（8.4%）、「放火の疑い」1,257件（8.1%）、「こんろ」1,088件（7.0%）の順となっています。

また、「放火」及び「放火の疑い」を合わせると2,802件（18.1%）となっています。

※ 全文は、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou23nen.html) に掲載されています。

【連絡先】 防災情報室

担 当：矢部、江崎

電 話：03-5253-7526

FAX：03-5253-7536

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せください。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcj.gr.jp